

光が丘警察署 自転車交通反則通告制度 開始講習会

**日時：2026年3月8日(日)
14:00～15:00**
場所：谷原地域集会所集会室

重大な違反*をしたとき又は交通事故を起こしたとき、
刑事手続き（赤切符）で検挙されます

**自転車も 2026年4月1日
交通反則通告制度開始**

**自転車NEWS
交通反則通告制度対象の違反編**

警視庁交通部 警視庁ホームページ
【自転車の交通安全】

※自転車の運転者（16歳未満の者を除く）がした一定の違反が交通反則通告制度の対象となります。

青切符により検挙される違反例

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的に現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。

信号無視
6,000円
点滅信号を無視した場合
5,000円

一時不停止
5,000円

右側通行
6,000円

**携帯電話使用等
(保持)**
12,000円

**遮断踏切
立入り**
7,000円

**制動装置
(ブレーキ)不良**
5,000円

*これらの違反は一例になります。



重大な違反*をしたとき又は交通事故を起こしたときは、刑事手続き（赤切符）で検挙されます。

* 酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等（交通の危険）

さらに！
信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上反復して検挙され又は交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会により、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！
TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>



講師：警視庁光が丘交通課 安全教育係長 菊澤 祐樹様

交通総務係 志村様

谷原町会長 横山喜代孝 交通部長 黒川貞夫

谷原町会
2026.2.15.
掲示